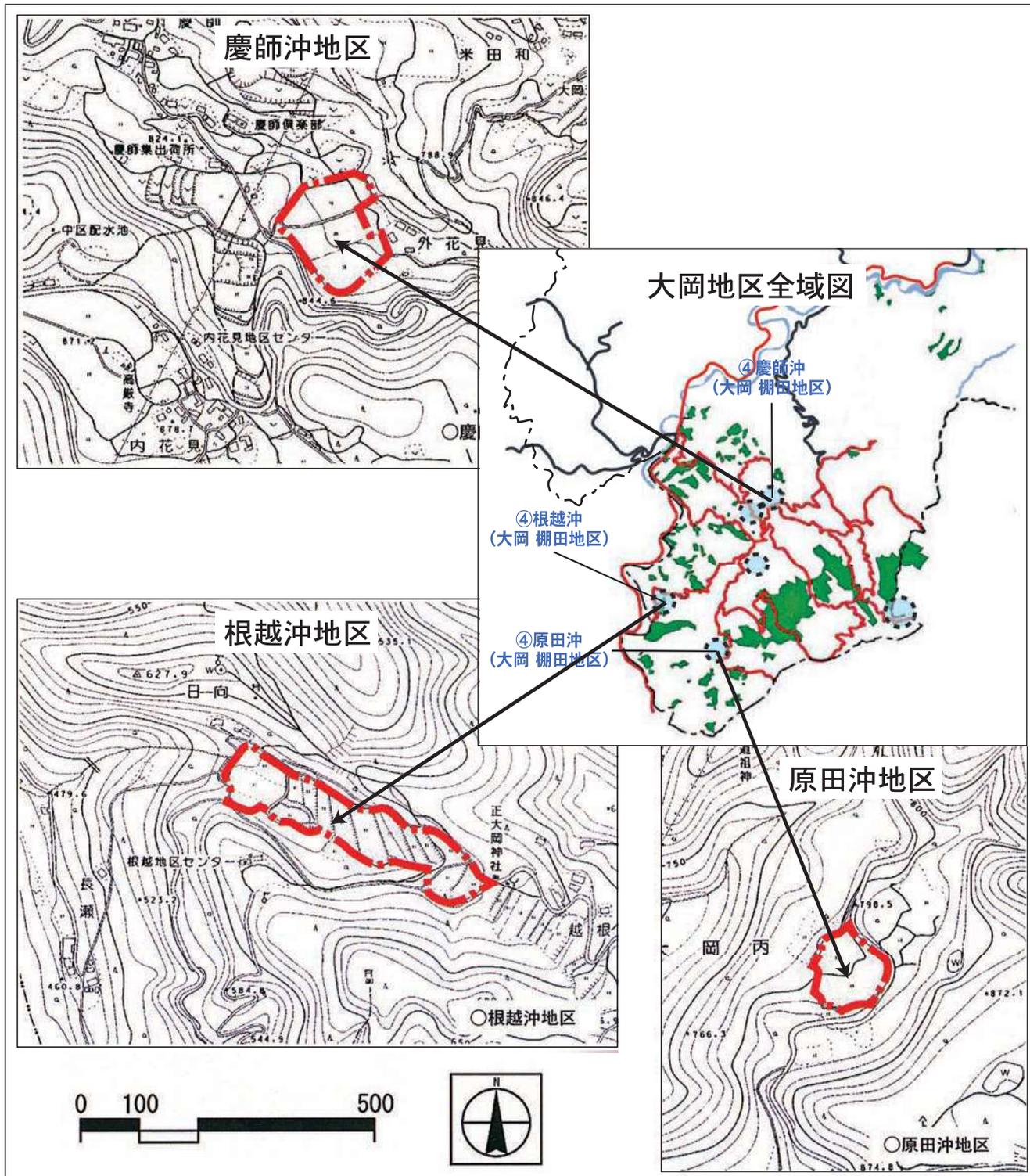


1. 屋外広告物特別規制地区

大岡 棚田地区／^{けいしおき}慶師沖地区・^{ねごしおき}根越沖地区・^{はらだおき}原田沖地区

「日本の棚田100選」選定区域、慶師沖地区：2.0ha、根越沖地区：3.3ha、原田沖地区：1.7ha
 指定日：平成19年11月1日

2. 指定区域



3. 地区の特徴

長年にわたり地域に住み農業を営む人々と自然との関わりの中で棚田耕作の伝統文化を維持し、農村の原風景といえる素朴な風景を今に残している地区です。3地区ともに国土保全・景観・伝統文化の維持保全等の面で日本の棚田百選(農林水産省)に選定されています。

4. 地域目標 「農村の原風景、山村の美しい伝統の風景として保全する」

棚田の風景は、日本の農村の原風景であり、山村の美しい伝統・文化を継承する風景でもあります。あぜが描いた美しい曲線と、季節の流れにしたがい稲が奏でる彩りの風景を守り育てます。

広告景観については、棚田のある風景を阻害しないようにし、周囲の自然景観と調和するようにします。

5. 特別規制地区基本方針

日本の農村の原風景である棚田の景観を守るため、棚田を中心とした周辺の自然との調和に配慮した広告物等の規制をします。

6. 特別規制地区設置基準 次に掲げる基準に適合する自己用広告物であること。

- ・許可申請は不要(基準以下で設置のこと)

区 分		基 準
1敷地内の総表示面積		10平方メートル以下
屋上広告物 (1建築物当たり)		表示し、又は設置しないこと。
壁面広告物 (壁面1面当たり)	表示面積	合計が建築物の鉛直投影面積の10分の4以下かつ5平方メートル以下
	その他	窓面開口部をふさがないこと。 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。
地上設置広告物 (1基当たり)	高さ	5メートル以下
	表示面積	1面当たり5平方メートル以下
壁面袖看板	設置できない建築物	軒のない建築物
	壁面からの出幅	1.5メートル以下かつ軒下からはみ出さないこと。
色 彩		地色は、無彩色又は彩度を8以下の茶系色とし、使用する色の数は、地色を含めて3色以下とすること。
材 質		木、石又は木質観若しくは石質観のあるもの
照 明		外側の照明の場合は、下向き照射とすること。
そ の 他		次に掲げるものは、使用しないこと。 (ア) 反射光のある素材 (イ) 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの